

(お知らせ)

「亜鉛に係る暫定排水基準(案)」に対する意見の募集
(パブリックコメント)について

平成 23 年 8 月 19 日 (金)
環境省水・大気環境局水環境課
直 通 : 03-5521-8313
代 表 : 03-3581-3351
課 長 : 吉田 延雄 (内線 6610)
課長補佐 : 水原 健介 (内線 6615)
担 当 : 白鳥 良樹 (内線 6629)

亜鉛に係る暫定排水基準(案)について、広く国民の皆様御意見をお聞きするため、平成 23 年 8 月 19 日 (金) から 9 月 20 日 (火) までの間、意見の募集 (パブリックコメント) を行います。

1. 背景

亜鉛については、水生生物の保全の観点から平成 15 年 11 月 5 日に生活環境項目として環境基準が設定し、その環境基準の維持・達成を図るため、平成 18 年 12 月 1 日より水質汚濁防止法に基づく排水基準を強化 (5mg/l から 2mg/l) しています。その際、10 業種についてはこれに対応することが困難であるとして 5 年間の期限 (平成 23 年 12 月 10 日) で暫定排水基準 (5mg/l) が設定されています。

今般の省令の改正は、現行の暫定排水基準が平成 23 年 12 月 10 日を以て適用期限を迎えることから、以降の暫定措置を定めるものです。

2. 改正内容

現在、暫定排水基準が設定されている 10 業種のうち、7 業種については一律排水基準へ移行、残る 3 業種については現行の暫定排水基準値のまま延長 (期限はそれぞれ平成 28 年 12 月 10 日まで) する予定です。(詳細は別添の「亜鉛に係る暫定排水基準(案)」を参照)

3. 意見提出 (詳細は「意見募集要項」を参照)

募集期間 : 平成 23 年 8 月 19 日 (金) から平成 23 年 9 月 20 日 (火)

提出方法 : 意見募集要項参照

4．今後の予定

8月19日～9月20日：パブリックコメントの実施

11月上旬まで：改正省令の公布

12月11日：改正省令の施行

関係省との協力の下、次回見直しに向けたフォローアップを実施する予定。

5．添付資料

- ・意見募集要項
- ・（意見募集対象資料） 亜鉛に係る暫定排水基準（案）